

告 示

埼玉県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団敬寿会 わらび北町病院	蕨市北町一―二四―五	令和八年一月十二日
志村医院	熊谷市本石一―二一八	令和七年十二月三十一日
かみぐちクリニック	三郷市上口一―二―三	令和七年十二月三十一日
宮沢クリニック	富士見市西みずほ台一―二〇―四―二〇 三	令和七年十二月三十一日
やすぎクリニック	富士見市水子五〇五三―ニテラシマビル 一階	令和七年十二月三十一日
塩味クリニック	朝霞市溝沼八六七	令和七年十二月三十一日
たまきクリニック	朝霞市本町二―四―一八 四FB	令和七年十二月三十一日

秋山薬局 八幡店	医療法人竹本会 竹 本歯科医院	池田歯科医院	山口歯科医院	ヨシダ歯科医院	たなか歯科医院	ピアシテイ大利根歯科 利根	葭田歯科医院	ささはら 歯科医院	新井矯正歯科	はま歯科医院
坂戸市八幡二一九―一九	熊谷市筑波二―四八	上尾市小敷谷八〇四―七	蓮田市貝塚八三三	北葛飾郡松伏町松葉二―一―七	羽生市南三―二―一〇	加須市北下新井一〇四―二ピアシテイ大 利根	秩父郡皆野町皆野八八四―一	所沢市小手指南四―三二―一三	所沢市寿町二―一―一七―二〇―一	行田市富士見町二―三―一六
令和八年一月五日	令和七年七月三十 一日	令和七年十二月三 十日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月二 十六日	令和七年十二月二 十日

飛鳥薬局 羽生西口 店	新座市南二―二〇―六一―〇一	令和七年十二月三十一日
ひまわり薬局	鶴ヶ島市富士見二―六一―一四	令和七年十二月三十一日
ドラッグイチワタ小前 田薬局	深谷市小前田二五四〇	令和七年十一月三十日
ドラッグイチワタ皆野 バイパス薬局	秩父郡皆野町皆野七七五	令和七年十一月三十日
あおい薬局 狭山ヶ丘 サンロード店	所沢市狭山ヶ丘二―六三二―七	令和八年一月一日
SOMP Oケア 新座 訪問看護	新座市野火止六―六一―二二	令和八年一月三十一日